

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年4月19日)

【件名】

- 第1回鳥取短期大学における保育人材養成強化に向けた検討会について
(子育て王国課)・・・2
- 保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の
配置状況について (子育て王国課)・・・4
- 株式会社オミカレとの「出会い・結婚支援に関する連携協定」の締結について
(子育て王国課)・・・6
- 令和5年度とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の実施状況等について
(子育て王国課)・・・7
- 児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について (家庭支援課)・・・8
- 鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について (総合教育推進課)・・・10
- 米子市内の認定こども園における施設内虐待に係る対応状況等について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・11

子ども家庭部

第1回鳥取短期大学における保育人材養成強化に向けた検討会について

令和6年4月19日
子育て王国課

4月16日に開催した第1回鳥取短期大学における保育人材養成強化に向けた検討会について、その概要を報告します。

1 日時

4月16日(火) 13:30~14:30(県庁特別会議室)

2 開催の経緯

例年、卒業生の約7割が県内施設に就職している鳥取短期大学幼児教育保育学科の令和6年度入学者数が定員の半分を割ったことから、県の保育人材確保に大きな危機感があるため、県内の保育人材の確保に向けた鳥取短期大学における入学者確保と保育人材養成強化を検討していくことを目的として開催した。

3 検討会メンバー

学校法人藤田学院 山田修平理事長
鳥取短期大学 松本典子学長
鳥取県子ども家庭育み協会 大橋和久会長
鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会 波多野和雄会長

4 内容

(1) 鳥取短期大学の入学者確保戦略

①県内進学者の増加

保育士を目指すきっかけとして幼少期の実体験が重要な要素となっていることから、小・中学生を対象としたオープンキャンパス等を開催し、小中高生が保育の仕事や鳥短の魅力に触れる機会を提供し、鳥取短期大学附属こども園等で中学生を対象としたお仕事体験希望者の受け入れを拡大する。

②近隣県からの進学者の増加

近隣県からの進学者が減少傾向にあることから、特に島根県対策を強化するとともに、保育所・幼稚園で管理職を務める鳥短卒業生からの情報に基づく働きかけを行う。

③都市圏等からの進学者の増加

各地区の鳥取県人会や倉吉市他関連市町村等との連携を図り、進学はもとより移住・定住も絡めた広報活動を実施する。

(2) 鳥取短期大学からの保育士等修学資金貸付制度の見直しについて

より多くの学生が活用し、本県で保育士として働くことができるよう、所得要件の見直しや貸付金額の増額などについて要望があった。

(3) 意見交換(主な意見)

①保育人材不足について(子ども家庭育み協会)

- ・少子化の影響で全体の入所児童は減ってきているが、年度中途の0歳児の入所希望は多く、年度当初から職員を配置してはいるが、途中入所に対応できる職員数が確保できず入所を断る例もあり、人材不足は否めない。
- ・保育者は出産適齢期の年齢の職員が多く、出産後1年の育休を取得し、復職後は短時間労働やパートを希望する職員が多い。希望がかなわないなら退職していくこともある。
- ・配置基準を国がようやく見直したが、保育所は標準保育が11時間と長時間にわたるので、当然配置基準以上の職員を配置して回している。
- ・特別な配慮を必要とする子どもは増えており、そこにも職員が必要になる。
- ・保育の質・専門性の担保以前に絶対数が足りておらず、現場に余裕はない。処遇改善は進んできたが、他の職と比べてまだ差がある。自分たちとしても国や県にも陳情していきたい。
- ・中高生に向けて、保育士の魅力、楽しさややりがいを伝えてほしい。中学生がインターンシップに来ると、保育士へ良いイメージを持っているように感じるが、高校・大学になるとそれが減っていくように

感じる。保育現場としても、好感を持って実習を終えてもらえるようにしている。

②保育人材不足について（私立幼稚園・認定こども園協会）

- ・保育の低年齢化、長時間化により人材不足が進み、保育士不足は課題である。
- ・幼稚園は担任制をとっているが、育休明けなど子育て中の職員は、担任を外してほしいという希望も多く、担任をする職員が不足する。
- ・当園では職員の25%が鳥短出身者であり、その職員たちは県外志向ではなく、県内にあるから鳥短に進学しており、地元志向が強い学生もいる。友人や知り合いが多い中で学べるというメリットがあり、鳥短には地元の良さをもっと活かしてほしい。
- ・保育士を志望した理由として、高校時代に現場保育士の話を聞いてあこがれたから、出前講座で若い保育士がいきいきとしていたからと聞いた。もっと若手職員が出前出張をして、保育士の魅力を伝えていけたらと思う。若い先生は子どもたちに話することに前向きで意欲もあり、現場で働く若手保育士をどんどん活用して学生にPRしてほしい。
- ・保育士にあこがれの気持ちをもってインターンシップに来る高校生は多い。その子どもたちをうまく保育士への道につなげることができればと思う。夢のある明るい保育現場づくりをしていきたい。

③修学資金貸付制度の見直しについて

- ・令和2年度から始まった国制度は所得制限があり利用しづらく、国の高等教育の修学支援新制度も併用できないため利用が広がらない。
- ・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金を使っている職員はいるが、保育士修学資金貸付制度はあまり知られていないのではないかと。内容の充実と合わせて、高校生にもっとPRすることが大切ではないかと。
- ・県と国の制度を比較検討し、国の高等教育の修学支援新制度とも組み合わせて、使い勝手のよい制度へ見直していったらどうか。

5 今後の予定

第1回検討会の意見を踏まえ、対応を急ぐ保育士等修学資金貸付制度の見直し案を検討し、第2回検討会（5月上旬予定）において提示する。

<参考：保育士等修学資金貸付制度の単県事業と国事業の概要>

	単県制度（H26～）	国制度（R2～）
貸付対象者	鳥取短期大学に進学する生徒 （県内高校卒業者）	県内外すべての保育士養成施設に進学する生徒 （県内高校卒業者又は県内養成施設進学者）
貸付金額	総額96万円 （月額3万円×24月+入学支援金24万円）	総額160万円（月額5万円×24月+入学準備金20万円+就職準備金20万円）
所得要件	有	有
成績要件	無	有
返還免除要件	県内で3年間勤務	県内で5年間勤務（過疎地域は3年間）
制度の趣旨	保専廃止に伴う経済的理由による進学断念防止	保育士資格新規取得者確保

保育所等の職員数、配置基準弾力化の実施状況及び子育て支援員の配置状況について

令和6年4月19日

子育て王国課

県内における保育所等の職員数及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況並びに子育て支援員の配置状況について、調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、届出保育施設）、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業

調査時点：令和6年3月1日

調査内容：配置されている職員数、配置基準に係る弾力化の実施状況、子育て支援員の配置状況

2 保育所等における職員数の状況

県内の保育所等（休止中を除く全288施設）に配置されている職員数の状況は以下のとおり。

(単位：人)

	保育士	幼稚園教諭	保育教諭	その他	合計
正規職員	1,218 (1,602)	116 (135)	1,254 (718)	793 (756)	3,381 (3,211)
非正規職員	1,110 (1,449)	80 (96)	745 (443)	994 (985)	2,929 (2,973)
合計	2,328 (3,051)	196 (231)	1,999 (1,161)	1,787 (1,741)	6,310 (6,184)

※カッコ書きは前回調査時（R5.3.1時点）の人数

※保育教諭とは、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を所持している者をいう。

※その他には、園長、看護師、調理師、子育て支援員、事務職員等を含む。

3 保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況

(1) 制度内容

国が平成28年4月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した特例で、本県においても、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例（以下「条例」という。）により、以下の場面において、子育て支援員又は常勤で1年以上の従事経験者（以下「子育て支援員等」という。）を保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）とみなして弾力的に運用することを認めている。（適用期間：令和7年3月末まで）

① 朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化

⇒朝夕など児童が少数になる時間帯において、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

② 8時間以上開所する保育所等における職員配置の弾力化

⇒8時間を超えた保育所等開所により、認可時の配置基準を上回って配置が必要となる保育士等について、保育士等に代えて子育て支援員等を置くことが可能。

※上記とは別に、条例において、保育所及び認定こども園に勤務する幼稚園教諭免許状保有者、小学校教諭免許状保有者、養護教諭免許状保有者、看護師等（保健師、看護師又は准看護師）を保育士等とみなすことができる職員配置の特例を適用・運用している。

(2) 実施状況

県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所（休止中を除く全223施設）のうち、119施設で保育士等の配置基準に係る弾力化を実施しており、子育て支援員222人を含めた353人が保育士等とみなされて保育に従事している。

	R5	R4	R3	R2
実施施設数	119施設	118施設	91施設	92施設
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	353人	314人	235人	253人
子育て支援員	222人	224人	176人	183人
常勤で1年以上の従事経験者	48人	24人	34人	32人
幼稚園教諭免許状保有者	16人	21人	19人	24人
小学校教諭免許状保有者	14人	7人	4人	5人
養護教諭免許状保有者	2人	3人	2人	9人
保健師、看護師又は准看護師	51人	35人	—	—

<市町村や実施施設からいただいた声>

- ・保育士の確保が難しい中、弾力化制度によって要保育児童を受け入れる職員体制が確保できた。
- ・園児が少ない時間帯にみなし保育士を配置することで、日中のコアタイムに有資格者を配置することができ、保育の質の向上につながっている。
- ・子育て支援員としての勤務経験を経て、保育士を目指して資格を取得された方もいる。

4 子育て支援員の配置状況

(1) 配置状況

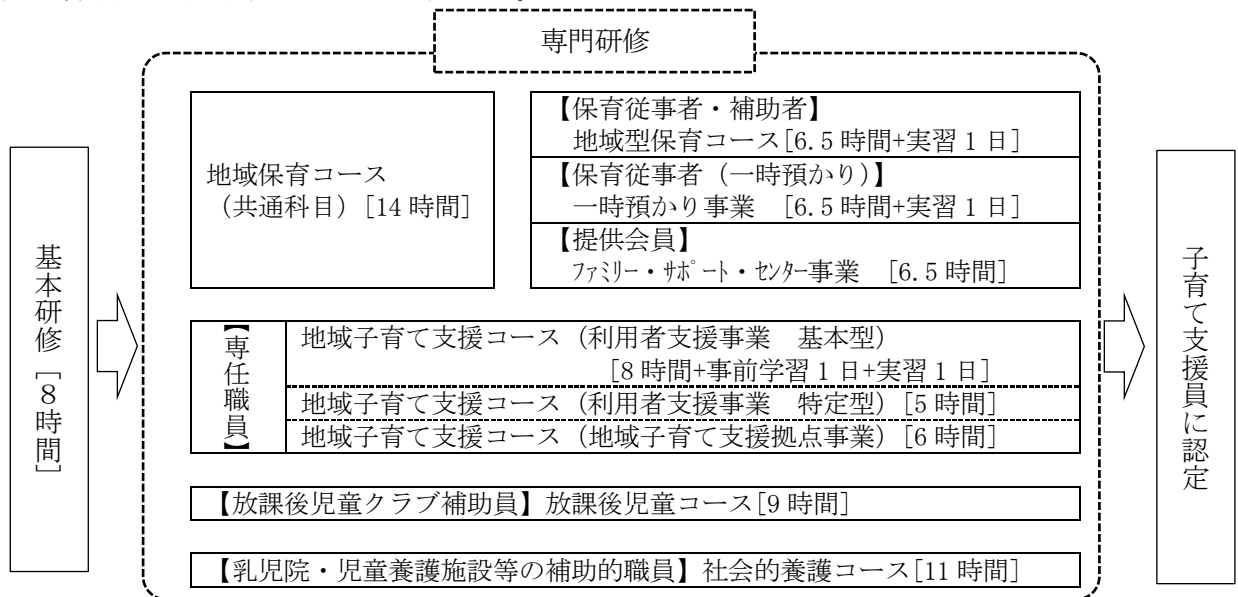
312人の子育て支援員が、県内で保育や子育て支援分野の各事業に従事している。
(単位：人)

施設区分	R5	R4	R3	R2
保育所・認定こども園・地域型保育事業所	226	246	260	257
放課後児童クラブ	43	30	49	48
ファミリー・サポート・センター	15	4	9	10
一時預かり事業	6	3	12	1
地域子育て支援拠点事業	21	24	30	23
利用者支援事業	1	2	5	5
合計	312	309	365	344

※保育所・認定こども園・地域型保育事業所で勤務する226人の子育て支援員のうち、222人が配置基準の弾力化により保育士等とみなされて業務に従事している。

(2) 子育て支援員養成研修の内容

子育て支援員になるには、子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得する基本研修と、子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野ごとの専門的な知識・原理・技術・倫理などを修得する専門研修を修了することが必要となる。



(3) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	R5	R4	R3	R2
修了者数			103	210	182	254
主な専門 研修内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	56	93	97	135
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	5	23	20	8
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	21	39	23	43

※修了者数は基本研修と専門研修の両方を修了した方の合計。専門研修は複数受講可能。

(4) 令和6年度の研修スケジュール(予定)

オンライン形式(zoomによるリアルタイム配信)を基本としつつ、一部科目を集合型で実施する。

<前期コース>

- 5月 受講生募集
- 6月～9月 基本研修、専門研修の受講

<後期コース>

- 7月 受講生募集
- 9月～11月 基本研修、専門研修の受講

株式会社オミカレとの「出会い・結婚支援に関する連携協定」の締結について

令和6年4月19日

子育て王国課

若い世代にも対応した出会いの機会の拡大を図り、「カップル倍増プロジェクト」をさらに前進させるため、マッチングアプリや婚活イベントポータルサイトの運営等、出会いや結婚支援サービス事業を展開している株式会社オミカレと連携協定を締結しましたので、その概要を報告します。

1 協定概要

(1) 名称 出会い・結婚支援に関する連携協定

(2) 協定締結日 令和6年3月30日

※鳥取砂丘フィールドハウスにおいて、鳥取県平井知事とオミカレ社の下永田代表取締役による協定締結式を執り行った。

(3) 連携事項

- ・出会いの機会創出に関すること
- ・出会い・結婚支援に係る情報発信に関すること
- ・お互いが提供する婚活サービスの相互協力に関すること
- ・安心・安全な婚活サービスの利用方法の周知に関すること
- ・その他、協議の上で実施する出会い・結婚支援に関すること

<参考> (株)オミカレについて

○会社概要

- ・所在地：東京都杉並区高円寺北2丁目6-2 高円寺センタービル7F
- ・代表者：代表取締役社長 下永田 真人（しもながた まさと）

○会社沿革

- ・2013年 日本最大級の婚活パーティー情報のポータルサイト「オミカレ」を運営
- ・2018年 オミカレをアプリ化した「オミカレ」アプリをリリース
- ・2021年 通話型のマッチングアプリ「オミカレLive」をリリース

※「オミカレLive」の安心・安全対策

ユーザーの安心・安全のため、各種公的証明書による本人確認の徹底（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証が必要。保険証のような顔写真のないものは不可）、ニックネームでの登録を推奨（本名での登録も可能）、不正な登録ややりとりが行われていないか24時間365日監視体制を敷いている。



(協定締結式の様子)

2 協定に基づいて実施する連携事業（R6 当初予算）

若者ニーズにマッチした出会いの機会創出を推進するため、事業の進め方としては、以下①～③の順で段階的に互いの会員との出会いを希望するアプリ会員とえんトリー会員の相互マッチングを行う。

① オミカレと連携した大型婚活イベントの開催

<目的>互いのサービスの認知度を高めるとともに、連携をPRし、出会い結婚応援の機運を高める。

<内容>鳥取県を象徴するスポットの鳥取砂丘で、大規模な婚活イベントを開催する。

【イベント概要】（タイトル：鳥取砂丘×マッチングイベント～未来の「いいね」を探しに行こう）

- ・日 時：令和6年5月25日（土）14:00～17:00（予定）
- ・場 所：鳥取砂丘フィールドハウス周辺の砂丘エリア
- ・参加対象：20～30代の独身男女（居住地は鳥取県内外を問わず参加可能）
- ・参加定員：100名（男性50名、女性50名）
- ・内 容：セグウェイ等のアクティビティ体験をしながら交流し、オミカレ社のマッチングアプリ「オミカレLive」を使って、気になる異性にコンタクト

② オミカレ会員とえんトリー会員のリアルでの交流会（オフ会）

<目的>両会員に異なる婚活サービスを周知し（例…オミカレ会員に対しては、えんトリーの事業内容や入会メリットをPRする）、様々な婚活の選択肢があることを認知いただくことで、自身の婚活における活動の幅を広げていただく。

<内容>えんトリー会員とアプリ会員各5～10名程度で、えんトリーの婚活コーディネーターが司会進行役として参画する交流会を開催する。

③ 縁結びナビゲーター（えんトリー登録のボランティア仲間。以下「縁ナビ」という。）を介した、オミカレ会員とえんトリー会員の相互マッチング

<目的>両サービスの課題（えんトリー：若年会員が少ない、オミカレ会員：リアルの支援を受けられない）を補完する新たなマッチングサービスを創出する。

<内容>縁ナビを通じて、両サービスの会員の1対1マッチングを図る。

※①～③によるマッチング事業の他、オミカレ社の社員を講師として、安全・安心なマッチングアプリの利活用方法に係る婚活リテラシーの向上等を図る啓発セミナーを開催する。

令和5年度とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」の実施状況等について

令和6年4月19日
子育て王国課

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）により実施しているマッチング事業の令和5年度の実施状況等について、報告します。

1 えんトリー実施事業

(1) 1対1マッチング事業 (H28.3～)

未婚者同士の1対1のマッチングを行う「えんトリー」を県内3か所で運営した。

＜登録会員数＞ (R6.3.31時点 ()はR5.3.31時点)

	会員数	うち男性	うち女性
えんトリー会員	780人(753人)	512人(488人)	268人(265人)
山陰連携会員(島根県会員)	518人(523人)	371人(355人)	147人(168人)

(2) えんトリー・ナビコード(R3.2～)

地域で仲人活動をしている方を「縁結びナビゲーター(縁ナビ)」として登録し、縁ナビ同士のネットワークにより、自分だけではなかなか見つけられないお相手探しやお見合いの場をサポートしている。

・縁ナビの登録状況(R6.3.31時点)：65名(東部25名、中部17名、西部23名)

(3) 婚活スキルアップセミナー開催事業(H29.6～)

えんトリー運営者への補助事業により県内未婚者向けの婚活セミナー・イベントを実施した。

・開催回数：40回(東部12回、中部15回、西部11回、県外2回)

・参加者数：延べ392人(男性224人、女性168人)

・内容：婚活スキル(コミュニケーション、マナー、身だしなみ等)を学ぶセミナー、カップル向けに結婚への機運を高めるセミナー等を開催

⇒実施後アンケートでは「結婚への意欲が高まった」と回答した方が約9割あるなど、参加者の結婚に対する意識の変容につながった。

(4) 結婚支援コンシェルジュ設置事業(R5.5～)

えんトリーの「外交員」として、市町村や企業への訪問・広報活動による会員増や、地域に潜在するボランティアの掘り起こしによる縁ナビの増を図ること、また、えんトリーと市町村・企業のみならず、市町村間・市町村と企業の連携を促進することで出会いの機会拡大を図ることを目的に配置した。

① 配置状況

計4名(東・中・西部に各1名と全県カバーする企業訪問専任担当1名)をえんトリーに配置

② 活動内容

・市町村や企業・団体への定期訪問(県内全市町村、企業・団体延べ163社を個別訪問)

・市町村が取り組む結婚支援事業・婚活イベント等への助言

・結婚支援事業を未実施の市町村への結婚支援事業実施の働きかけ

⇒具体的な活動例)三朝町とえんトリー共同で出張個別相談会を開催

※同町では初開催。コンシェルジュの声かけにより実現。

⇒市町村担当者へのアンケートによると「コンシェルジュ事業全般について満足している」と回答した割合が約7割とコンシェルジュの活動が市町村支援に役立っている。

2 カップル成立数・成婚数の推移

(1) カップル成立数

(単位：組)

		R1	R2	R3	R4	R5
えんトリー	マッチングシステム	172	172	196	193	149
	縁ナビ(R2年度～)	—	10	114	169	133
	えんトリー主催婚活イベント等	76	39	77	51	144
	小計(1)	248	221	387	413	426
えんトリー以外	県補助金交付団体主催イベント(民間)	31	2	8	16	50
	県補助金交付団体主催イベント(市町村等)	68	31	16	45	34
	県主催婚活イベント	0	0	0	0	3
	小計(2)	99	33	24	61	87
合計(1・2)		347	254	411	474	513

(2) 成婚数

(単位：組)

	R1	R2	R3	R4	R5
マッチングシステム	29	18	34	29	26
縁ナビ(R2年度～)	—	0	4	11	9
合計	29	18	38	40	35

児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について

令和6年4月19日
家庭支援課

令和5年度に実施した県内3か所の児童相談所一時保護所の第三者評価（以下「一時保護所第三者評価」という。）の結果を報告します。

1 概要

一時保護所第三者評価が実施可能な「有限会社保健情報サービス（米子市）」に委託して実施した。（鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱に基づき、社会福祉・保健サービスの評価を行う専門機関として県の認証を受けた機関）

<第三者評価日程>

※訪問調査実施前に、各児童相談所が自己評価を実施。

相談所	中央	倉吉	米子
評価期間	R5. 6. 30～R6. 2. 7	R5. 6. 30～R6. 2. 7	R5. 6. 30～R6. 2. 21
訪問調査	R5. 11. 28～29	R5. 10. 23～23	R5. 12. 12～13

2 評価項目（以下のとおり、5部構成・64評価項目にわたり評価を実施）

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	25項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目
第Ⅴ部	一時保護の開始及び解除手続き	4項目
	合計	64項目

3 評価結果（数字は項目数）

評価ランク	中央				倉吉				米子			
	s	a	b	c	s	a	b	c	s	a	b	c
第Ⅰ部	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0
第Ⅱ部	1	14	0	0	2	13	0	0	2	13	0	0
第Ⅲ部	1	23	0	0	0	24	1	0	0	25	0	0
第Ⅳ部	2	4	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0
第Ⅴ部	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0
合計	4	59※	0	0	2	61	1	0	2	62	0	0
割合(約)	6%	94%	0%	0%	3%	95%	2%	0%	3%	97%	0%	0%

※1項目評価未実施（評価対象事例なし）

[評価ランク]

- s: 優れた取組が実施されている。（他の一時保護所が参考にできるような取組が行われている状態）
- a: 適切に実施されている。（よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態）
- b: できている。（「a」に向けた取組の余地がある状態）
- c: できていない。（「b」以上の取組となることを期待する状態）

4 前年度結果との比較（数字は項目数）

前年度の評価結果を踏まえ改善に取り組んだ結果、全ての児童相談所で、ほぼa評価以上の評価を得ることができた。（※1項目評価未実施（評価対象事例なし））

評価ランク	中央		倉吉		米子	
	R5	R4	R5	R4	R5	R4
s	4	0	2	1	2	2
a	59	62	61	60	62	59
b	0	1	1	3	0	3
c	0	0	0	0	0	0
合計	63※	63※	64	64	64	64

5 総評

ア 評価の高い点

相談所	評価内容（要点抜粋）
中央	・一時保護所職員が行う児童の行動観察の内容が、児童福祉司、児童心理司に細目に報告され、所内全体で児童の様子が把握できている。 ・日常生活のリズムを徐々に整える等、入所児童の特性、体調に考慮した規則正しい基本的な生活習慣を身に付けるための支援が実施されている。
倉吉	・一時保護所職員が行う児童の行動観察の内容が、児童福祉司、児童心理司に細目に報告され、所内全体で児童の様子が把握できている。 ・入所児童一人ひとりの特性に合わせた生活日課表が作成されている。
米子	・入所児童が多いが、一時保護課職員同士の業務の引継ぎは、丁寧かつ確実に実施する体制を整えている。 ・限られた空間の生活環境の中で自由に移動が行われ、始めて利用する入所児童にも分かりやすい表示や掲示の工夫、季節感を感じる掲示物、居室の使用方法的工夫（好きなものを壁に貼る等）が行なわれている。

イ 今後、検討を期待する点（各児童相談所とも同じ内容の検討事項を期待されている）

- ・性的なアイデンティティに配慮が必要な児童への対応
- ・風呂、宿直室等の環境改善（改築・改装）に向けた中・長期的な検討
- ・入所児童の増加に伴う一時保護所の生活が長期化への対応（長期化した場合の生活の質に関することも含む）
- ・職員の質の向上を図るための研修計画の充実や新人職員の育成体制の検討

ウ 評価結果を踏まえた今後の改善方針

- ・性的なアイデンティティに配慮が必要な児童への対応マニュアルを策定する。
- ・風呂等、必要な環境整備の優先順位を整理し、計画的な整備ができるよう予算要求内容を検討する。
- ・短期間での一時保護の解消を目指すために、引き続き、児童相談所の体制強化に取り組むと同時に、一時保護が長期化せざるを得ない事案については、一時保護前の児童の日常生活を可能な限り保障できるよう、一時保護所の運営面の改善を図る。（例えば、極力、制限を設けない一時保護所の生活ルールの見直しなど）
- ・一時保護課に配置される児童指導員向けの研修計画（初めて一時保護課に勤務する者も想定）を新たに作成し、併せて、各児童相談所においても、一時保護課の職員が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。

<参考>令和4年度の第三者評価で検討が必要とされていた事項の対応状況

- ・「重大事件に係る触法少年の一時保護に関するマニュアル」及び「障がいがある児童の受入れマニュアル」の策定
⇒令和5年10月策定済
- ・未就学児童への遊びの提供、年齢に応じた遊具や食器、衣類等の準備、保育士資格のある職員の採用についての検討。
⇒未就学児童が好む遊具や食器等は各児童相談所が計画的に順次購入している。
⇒一時保護課に保育士を配置できるよう職員定数を整理し、令和6年度は米子児童相談所に保育士を配置。
- ・一時保護業務担当職員は、休暇取得や研修参加が難しい現状にあるため、組織の縦割り型の職員配置体制から他の職員がフォロー可能な業務運営体制の構築や人員増への検討。
⇒令和5年度は、中央児童相談所に児童指導員1名、令和6年度は倉吉児童相談所と米子児童相談所にそれぞれ児童指導員1名を増員。人員増に合わせ、特例勤務も活用し、一時保護所の運営体制の円滑化を図っている。
⇒令和5年度から倉吉及び米子児童相談所を総合事務所の一組織として位置付け、必要に応じて総合事務所職員（社会福祉専門職に限る）に一時保護所の宿直対応の応援を得る体制を整えている。

6 令和6年度の予定

令和6年度は、倉吉児童相談所が「児童相談所第三者評価」、中央児童相談所が「一時保護所第三者評価」を受診予定。（評価機関は、一般社団法人日本児童相談業務評価機関に委託予定）

鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について

令和6年4月19日
総合教育推進課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和6年4月1日付けで一部改訂しましたので、報告します。

1 改訂の概要

- 第一編（令和5年度から令和8年度までの中期的な取組方針）
学生の都会志向、就職先の大手志向の強まり等を要因として若者の県外流出が止まらない中、鳥取に愛着を持ち、県外に進学・就職しても、将来にわたり「ふるさと鳥取」を思い、支えようとする意欲を養う「ふるさとキャリア教育」を推進し、高大連携や学齢に応じたふるさとキャリア教育を産官学の連携を深めながら発展させる旨を盛り込んだ。
- 第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）
令和6年度の重点取組施策に改訂するとともに、目標値を達成した指標等を引き上げた。

2 改訂のポイント

<第二編（令和6年度重点取組施策）～新規・拡充事業の主なもの～>

項目	新規・拡充する施策の概要
1	<p>主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進</p> <p>学力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や大学等との連携により、県独自の「とっとり学力・学習状況調査」の外部有識者による解析データ等をもとにした教育施策立案に向けたモデルを構築する。 ・生徒の英語力を定年及び経年で把握・分析し、各学校での指導と評価を充実する。 ・英語4技能統合型の授業改善、専科教員の英語力や指導力向上など各種研修会を実施する。 <p>令和8年度以降の県立高等学校の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体とのさらなる連携を図り、特色の明確化も含めた抜本的な改革を検討し、基本計画の策定を進める。
2	<p>社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進</p> <p>ふるさとキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生親子企業見学ツアーと体験発表、ふるさと鳥取の魅力を紹介するCMコンテスト、地域課題等をテーマに生徒と企業等との協働により行う地域探究と成果発表会の実施に加え、県内高等教育機関の学生等と共に課題探究に取り組むなど高大連携を深める。 ・統合型教育ポータルサイトへの県内企業情報の掲載、地元企業若手社員との交流機会の設定、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話などを通じて、優れた企業との接触機会を増大し、子どもたちの探究学習につなげる。 <p>コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対応や部活動の地域移行等、地域が一体となって解決すべき課題に関する情報を共有しながら、目標の実現に向けて地域と学校が協働して行う活動を一体的に進められるよう、市町村教育委員会や公立学校等を支援する。
3	<p>誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり</p> <p>不登校対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が一人で悩みを抱え込むことのないよう、保護者等に向けた相談窓口や多様な学びの選択肢に関する情報へのアクセス向上を図る。 <p>令和6年4月に開校する県立夜間中学「まなびの森学園」の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代や国籍等を超えて自分らしい学びが実感でき、生徒の可能性を引き出す学びの場として展開しながら、体験授業等を通じて継続的なニーズの掘り起こしを進める。 <p>主権者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高特別支援学校のそれぞれの発達段階に応じて、地方公共団体の業務や自分の地域課題に関する知識、理解も深めつつ、実際の選挙さながらに自ら地域課題の解決方法を考えるような主権者教育に活用できる教材を作成し、教科等による指導や総合的な学習（探究）の時間などへ組み入れる。
4	<p>一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実</p> <p>ICTを活用した多様な学びの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた一人一台端末を活用した効果的な学習方法の実践研究や、有識者による指導助言等を通じて、特別支援教育におけるICT活用の一層の充実を図る。 <p>“障がいを知り共に生きる”理念を伝えるあいサポート運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての小学生にあいサポート運動の学習機会を提供し、あいサポートキッズの養成を進める。
5	<p>健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興</p> <p>休日における中学校部活動の地域移行を見据えた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行の受け皿として、新たな「地域クラブ」立ち上げに係る支援、中学校部活動指導員の配置支援により体制を整備する。また、市町村が取組状況等の情報共有できる機会を確保するとともに学校、保護者への情報発信を行う。 <p>子どもの興味・関心に沿った発表機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの興味・関心に沿った軽音楽等の活動成果の発表機会を創設するなど、子どもたちの活躍を支援する取組を進める。

米子市内の認定こども園における施設内虐待に係る対応状況等について

令和6年4月19日

西部総合事務所県民福祉局

米子市内の認定こども園である米子ナーサリー・スクールについて、児童福祉法第46条第1項に基づき令和6年2月13日から実施した特別指導監査において、施設内虐待等の不適切な事象が確認され、3月5日に文書による改善指導を行うとともに改善報告の提出を指示し、同月25日に改善報告が提出されましたので報告します。

1 施設概要

園名（所在地）	種別	開設者	園児数 〈R6.3.1〉 (定員)	職員数	設置 年月日
米子ナーサリー・スクール (米子市新開7-3-27)	認定こども園	合同会社 TheEduceLLC	29名 (38名)	12名	H31.3.29

2 文書指導の内容と改善策等

文書指導の概要	園から提出された改善策等の概要
(1)施設内虐待の発生 ・施設内で発生した園児に対する心理的虐待について即時に施設内虐待が行われぬ措置を講ずること。 ・更なる事実確認を行うこと。	・虐待を行った職員が園に立ち入ることができないようドアチェーンをつけるとともに、ドアロックの交換も手配し、警察の110番登録を行った。 ・園児の見守りを園長を中心に注意深く実施する。 ・園の全職員に調査を行った。
(2)保護者との約束を順守していない ・園が保護者と交わした約束の「特定の職員が園に立ち入らないこと」が遵守されていなかったことの実事確認を行うこと。 ・再発防止策を講ずること。	・当該職員が園に入ろうとした場合は、園長から園に入らないように促していた。 ・3月1日に当該職員の役職の解任、解雇、園への立入禁止を通知した。
(3)保護者の要請に基づく保護者会の開催をしていない ・複数の保護者から求められていた保護者会を開催すること。	・3月8日に保護者会を開催した。 ・経緯、指導内容、再発防止策を説明、謝罪を行ったが、保護者の方々との信頼関係回復には至らなかった。
(4)職員間のハラスメント事象 ・職員の面前でのICレコーダーの破壊、大きな声を出すなど、職場内でのハラスメントと考えられる行為の発生についての事実確認を行うこと。 ・再発防止策を講ずること。	・発生時に同席の職員3名について、2月に顧問社会保険労務士が、当日の状況、心理的な面の聞き取りを実施。 ・ハラスメントを行った職員が園に立ち入ることができないようドアチェーンをつけるとともに、ドアロックの交換も手配し、警察の110番登録を行った。 ・3月1日に当該職員の役職の解任、解雇、園への立入禁止を通知した。

3 同園の状況

- ・令和5年度在園児（卒園児除く）23名及び令和6年度入園予定の園児3名について、全員が他の園への転園を希望し、いずれも米子市内の他の保育園又は幼稚園に転園している。
- ・職員は、全員退職している。
- ・同園から4月1日をもって休止とする児童福祉施設休止承認申請書の提出があり、県は、児童福祉法第35条第12項に基づき休園を承認した。

4 今後の県の対応

- ・同園が再開をする場合は、3月25日提出の改善報告の実効性を確認するため、現地調査、指導を行う。
→ 改善が確認できない場合は、再開を認めず、児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告を行い、改善勧告に従わない場合は、県児童福祉専門分科会の意見を聴き、事業の停止又は施設の閉鎖を命じることを検討する。